

「祝祭の広場」ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集目的

大分市の施設を有効に活用し、新たな財源を確保することを目的として、祝祭の広場の命名権者となるネーミングライツ・パートナー(以下「パートナー」という。)を以下のとおり募集します。

2. 募集対象施設

- (1) 名 称 祝祭の広場（祝祭の広場及び広場に設置の大型 LED ビジョン）
- (2) 所 在 地 大分市府内町1丁目1番
- (3) 施設概要 別添「(様式第8号) 施設配置図・看板位置図」を参照

3. 契約の期間

- (1) 2年6ヶ月間（令和6年10月1日から令和9年3月31日まで）
- (2) 契約を締結したパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

4. 募集の金額（ネーミングライツ料）

最低制限金額 2,400万円／2年6ヶ月間（消費税及び地方消費税込）

（内訳）

2024年	10月1日～2025年	3月31日（6ヶ月間）	480万円
2025年	4月1日～2026年	3月31日（1年間）	960万円
2026年	4月1日～2027年	3月31日（1年間）	960万円

※1月あたり80万円以上となります。

※最低制限金額に満たない金額での応募はできません。

5. 通称の条件

- ① 「通称」について、祝祭の広場については「祝祭の広場」の文字を、大型 LED ビジョンについては「ビジョン」の文字を入れることを基本とし、文字の前に法人（企業）名又は商品名、ブランド名等を付与することとします。
例）「〇〇〇祝祭の広場」、「〇〇〇ビジョン」
- ② 公共施設にふさわしい「通称」として、親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージなど、市民の理解が得られる通称を命名してください。ただし、選定等委員会において、通称がふさわしくないと認められる場合には、通称の変更をしていただく場合があります。（公序良俗に反しないこと）
- ③ 他人の著作権、商標権を侵害しないものであることとします。
- ④ 募集するのは施設の通称であり、条例上の施設名称を変更するものではありません。

- ⑤ 契約期間中における通称の変更は、原則できません。
- ⑥ 各種法令を遵守すること。

6. 通称の使用開始時期

2024（令和6）年10月1日（予定）

7. 看板の設置場所

本広場に設置する看板の場所及び大きさは別添「（様式第8号）施設配置図・看板位置図」のとおり看板A～Eの5箇所とします。

看板A、Cについては大分市で製作・設置済みであることから、看板表示の変更とします。看板A～Eのデザイン、看板B、D、Eの設置時期等は別途協議を行います。

8. 名称変更に伴う必要経費

＜ネーミングライツ導入に伴う必要経費＞

内 容		費用負担者
導入時	提案及び契約締結に係る諸費用 看板A、Cの表示変更に係る費用及び看板B、D、E設置費用 ※看板位置については「（様式第8号）看板位置図」を参照	パートナー （別途負担）
	現存する施設に関するパンフレット等、市の印刷物やホームページの表示変更 ※内容等に関しては別途協議	大分市
満了時	契約期間満了後の原状回復（原状回復の内容は別途協議）	パートナー （別途負担）

9. 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 次に定める事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
 - ② 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第533号）に基づく指名停止措置を受けている法人。または、他市町村においても同様に指名停止措置を受けている法人。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人

- ④ 法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税について、過去1年間に滞納がある法人
- ⑤ 大分市広告料収入事業実施要綱及び大分市広告料収入事業広告掲載基準に定める規制業種に該当する法人
- (3) 応募者となる法人の役員等（役員及び支配人、支店及び営業所の代表者その他実質的にその経営に関与している者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - ② 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - ③ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - ④ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に避難される関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) その他、パートナーとすることが適切でないと認められるとき。

10. 募集方法等

(1) 募集要項の配布

配布期間：令和6年7月17日（水）から令和6年7月26日（金）まで
 ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
 を受付時間とします。

配布場所：大分市荷揚町2番31号 大分市 都市計画部 まちなみ企画課
 ※大分市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 募集要項に関する質問書の受付

募集要項の内容に関する質問については、「祝祭の広場」ネーミングライツ・パートナー応募に係る質問書（様式第6号）により次のとおり受け付けます。

質問受付期間：令和6年7月23日（火）午後5時15分まで

提出場所：大分市荷揚町2番31号 大分市 都市計画部 まちなみ企画課

提出方法：まちなみ企画課窓口直接お持ちいただくか、郵送、FAX又は電子メールにて提出して下さい。（いずれも必着とします。）

※口頭（電話）による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問者には、郵送、FAX、電子メールにより個別に回答するほか、随時、大分市のホームページ内で質問及び回答を公表します。（質問者の氏名等は表示しません。）

(4) 応募申請書の受付期間

提出書類：「祝祭の広場」ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）

受付期間：令和6年7月17日（水）から令和6年7月26日（金）まで
ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
を受付時間とします。

提出場所：大分市荷揚町2番31号 大分市 都市計画部 まちなみ企画課

提出方法：まちなみ企画課窓口に直接お持ちいただくか、又は郵送で行ってください。
（郵送の場合は、必着とします。）

※FAX、電子メールでの提出はできません。

（5）地域活動や社会貢献等の実績書等の提出

提出書類：「祝祭の広場」ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）を除く、
「11. 提出書類」に記載の書類一式

※（4）応募申請書の受付期間内に所定の書類を提出した者に限る。

受付期間：令和6年7月17日（水）から令和6年8月19日（月）まで
ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
を受付時間とします。

提出場所：大分市荷揚町2番31号 大分市 都市計画部 まちなみ企画課

提出方法：まちなみ企画課窓口に直接お持ちいただくか、又は郵送で行ってください。
（郵送の場合は、必着とします。）

※FAX、電子メールでの提出はできません。

申請辞退：申請書類を提出した後に辞退する場合は、「祝祭の広場」ネーミングライツ・パートナー申請辞退届（様式第7号）を提出してください。

11. 提出書類

書類名	備考
「祝祭の広場」ネーミングライツ・パートナー応募申請書	様式第1号
応募資格についての誓約書	様式第2号
会社概要（※）	様式第3号
地域活動や社会貢献等の実績書	様式第4号
大分市暴力団排除条例に基づく暴力団等でない旨の誓約書	様式第5号
役員等名簿	様式第5号別紙
決算書及び決算報告書	直近2ヵ年分
国・県・市税の滞納がないこと（完納）を証明するもの （納税証明書等）	直近2ヵ年分
定款又は寄附行為の写し	
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	
その他市長が必要と認める書類	

※様式3号を補足する会社パンフレット等がありましたら、併せてご提出ください。

※書類の提出部数は各1部とする。

12. パートナーの選定方法

(1) 選定等委員会の開催

「祝祭の広場ネーミングライツ優先交渉権者選定等委員会」において、選定基準に基づき、応募金額、通称案、応募者の経営状況、これまでの地域社会への貢献等について、総合的な審査を行い、パートナー交渉権者を決定します。

なお、応募者が1者だけの場合でも、ネーミングライツ優先交渉権者選定等委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、パートナー交渉権者とするかを決定します。

選定基準

審査区分	審査項目	配点(点)
応募企業	経営の安定性・健全性	10
	これまでの地域社会への貢献実績	20
応募の趣旨	応募の動機、パートナーとしての意欲	10
通称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージ等	20
応募金額	応募金額と最高応募金額の比率で算出 (最高応募金額を満点とする。)	40
合 計		100

※各選定委員の点数を合算し、合計点が満点（委員1人あたり100点×委員数）の6割未満の場合は不採用とします。

なお、点数が著しく低い審査項目があるなど、パートナーとして適切でないと認められる場合は、選定しない場合があります。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、それぞれ応募者全員に対し文書で通知します。

(4) パートナーの決定（契約締結）及び公表

パートナー交渉権者と契約内容について詳細な協議を行い、協議が整った場合はネーミングライツに関する契約を締結します。

契約締結後は、契約内容（パートナーの名称、施設の通称、契約金額等）について、大分市のホームページ等を通じて広く公表します。

(5) 契約の解除

契約の締結後、パートナーが応募資格を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合、その他パートナーとすることが適当でないと認められる場合などには、大分市は契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。この場合、原状回復等に必要な費用は、パートナーの負担とします。なお、契約を解除した場合、大分市は当該年度分の契約金額は返還しません。

13. ネーミングライツ開始までのスケジュール

	日 程
公募開始	令和6年7月17日（水）
質問受付期限	令和6年7月23日（火）
応募申請書の提出期限	令和6年7月26日（金）
地域活動や社会貢献等の実績書等の提出期限	令和6年8月19日（月）
選定等委員会 （優先交渉権者の決定）	令和6年8月22日（木） 予定
契約締結 （パートナーの決定）	令和6年8月下旬
ネーミングライツ開始	令和6年10月1日（火） 予定

14. その他

本募集要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市、応募者及びパートナーが誠意をもって協議し定めるものとします。

15. 問合せ先

大分市 都市計画部 まちなみ企画課（都心企画調整担当班）

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097-574-6628 FAX：097-534-6120

E-mail：matikikaku2@city.oita.oita.jp